

2025年4月

<第6版>

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険



まもりすまいリフォーム保険

事業者様用

保険申込の手引き



住宅保証機構株式会社

事業者のみなさまへ

この度は「まもりすまいリフォーム保険」のご利用をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

リフォーム保険の事業者登録や保険契約申込につきましては、本手引きをご覧ください、
お手続きいただきますようお願いいたします。

ご不明な点は当社コールセンターまでお問い合わせください。

(住宅保証機構ホームページ <https://www.mamoris.jp/apply/reform/>)

まもりすまいリフォーム保険 保険申込の手引き

- 目 次 -

| | | |
|-----|---------------------------|------|
| I | 事業者登録の手続きについて | |
| | 1. 事業者登録の概要 | P 1 |
| | 2. 事業者登録申請の手続き | P 3 |
| | 3. 事業者登録証の発行等 | P 4 |
| | 4. 事業者情報の公開 | P 4 |
| | 5. 登録内容の変更 | P 5 |
| | 6. リフォーム事業者登録の取り止め等 | P 5 |
| II | 保険契約の申込手続きについて | |
| | 1. 保険契約の申込手続きの概要（お手続きの流れ） | P 7 |
| | 2. 現場検査 | P 14 |
| | 3. 保険証券発行 | P 16 |
| | 4. 保険契約の取下げ・解除 | P 18 |
| III | 参考 | |
| | 1. 参考書式、記入例 | P 19 |
| | 2. よくあるご質問 | P 30 |

I 事業者登録の手続きについて

1. 事業者登録の概要

(1) 事業者登録

まもりすまいリフォーム保険をご利用いただくためには、事前の事業者登録が必要となります。また、リフォーム保険では事業者登録のための要件等を、事業者登録の際に確認させていただきます。

(2) 登録有効期間と事業者登録料

① 登録有効期間

事業者登録の登録有効期間は、**リフォーム事業者登録日から1年間**です。
継続してこの保険を利用される場合には、1年ごとに事業者登録更新の手続きが必要です。
有効期限の3ヶ月前に、当社から事業者登録更新のご案内をお送りします。

② 事業者登録料

事業者登録料は、まもりすまい保険（新築住宅の住宅瑕疵担保責任保険）に係る事業者届出等の有無により、下記のとおりとなります。なお、受領した事業者登録料は返金できません。

| 登録区分 | | 事業者登録料 (税込み)/年 |
|------|------------------------------------|-------------------|
| 新規登録 | まもりすまいリフォーム保険のみご利用になる場合 | 16,500 円 |
| | まもりすまい保険 届出事業者様等の場合 ^{注1)} | 11,000 円 |
| 更新登録 | | 11,000 円 |

注1) 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様、「まもりすまい既存住宅保険」または、「まもりすまい大規模修繕かし保険」の登録事業者様、当社が認定したリフォーム団体の会員事業者様等の皆様が対象です。

また、「まもりすまいリフォーム保険」の事業者登録申請と同時に「まもりすまい保険（新築）」等の事業者届出申請を行う場合も対象となります。

※個人事業主から法人に変更がある場合は、新たに事業者登録が必要となります。

(3) 事業者登録の単位

事業者登録は法人ごとに行い、個人事業主の場合は事業者ごとに行います。
事業者登録を行った本社以外の支店、営業所ごとに、保険の申込等を希望される場合、事前に支店等の登録手続きが必要です（登録料不要）。支店等の登録を行っていただくと、支店、営業所ごとに保険契約申込、保険証券の発行等の申込を行っていただくことができます。

(4) 登録要件および欠格事由

1) 登録要件

- イ. 建設業法による建設業許可を受けている事業者
- ロ. 次の条件をともに満たしている事業者
 - ・ 3年以上リフォーム工事業を営んでいること
 - ・ リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること
- ハ. 次に掲げるいずれかの資格を有する者であって、上記ロの条件を満たす事業者において3年以上リフォーム工事に従事した経験を持つ者が、代表者または主として工事に従事する事業者
 - ・ 一級建築士、二級建築士、木造建築士
 - ・ 一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
 - ・ 一級建築大工技能士、二級建築大工技能士

2) 欠格事由

次のいずれかの事由に該当する場合には事業者登録を行うことはできません。また、すでに登録されている事業者様については、次のいずれかの事由が生じた場合には登録を抹消します。

- イ. 当該事業者を保険契約者および被保険者とする当社との間の保険契約（まもりすまいリフォーム保険に係るものに限らない。）において、重大な告知・通知義務違反または不誠実な行為を行った場合
- ロ. 異なる時期に施工した工事において同一原因による事故が多発するなど、技術力が著しく低く保険の引受けに係る危険が特に大きいと当社が判断する場合
- ハ. 重要な事項に関する虚偽の記載等の不正な手段により事業者登録を行った事業者
- ニ. 過去に上記イからハまでの規定により登録を抹消されてから3年を経過しない場合
- ホ. 建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の規定により許可を抹消されてから5年を経過しない場合
- ヘ. 公的機関等により悪質事業者として公表されてから5年を経過していない場合
- ト. 暴力団員その他の反社会的勢力の関係者である場合

2. 事業者登録申請の手続き

(1) 事業者登録の窓口

事業者登録は、原則としてオンライン申請になります。お申し込みは、当社ホームページより申請を行ってください。

なお、事前に以下の(3) 事業者登録申請に必要な書類をご準備ください。

お申込み方法についてご不明な点は、当社コールセンターにお尋ねください。

■ オンライン申請 URL

<https://trad-online.mamoris-net.jp/>

(2) 保険契約の重要事項説明

まもりすまいリフォーム保険をご利用にあたっては、保険契約の内容等をご理解いただくため、

「**重要事項説明書**」を必ずご一読ください。

保険契約内容等についてご不明な点は、当社コールセンターにお尋ねください。

(3) 事業者登録申請に必要な書類

事業者登録に必要な提出書類は、次のとおりです。

(◎ : 必須 ○ : 該当する場合のみ)

| 提出書類 | 備考 |
|---|---|
| ○ 1) 預金口座振替依頼書 <small>注1)</small> | 「まもりすまい保険（新築）」等で提出済みの場合不要です。 |
| ○ 2) 建設業許可証（写） または、国土交通省「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の検索結果の画面コピー https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do | 「まもりすまい保険（新築）」、または「大規模修繕かし保険」の登録事業者様は提出不要です。 |
| ○ 3) 事業概要申告書（新規用） <small>注1)</small> | 建設業の許可がない場合にご提出ください。 |
| ○ 4) 支店等届出申請書 <small>注1)</small> | 支店等ごとに保険契約申込などのサービスを希望する場合のみ、ご提出ください。 |
| ○ 5) 団体会員であることを証する書面（写） | 当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、団体本部が発行する団体会員であることを証する書面をご提出ください。 |

注1) ホームページからダウンロードをお願いします (<https://www.mamoris.jp/download/>「帳票ダウンロード」)。

3. 事業者登録証の発行等

(1) 登録審査結果の通知

登録審査を完了後、メールにて審査完了のご案内をいたします。合わせて「受理証」および「ご利用料金のご案内」をお送りいたしますので、内容をご確認ください。

(2) 事業者登録料の振込み

「ご利用料金のご案内」をご確認いただき、**2週間以内**に事業者登録料をお振込みください。
事業者登録が完了しませんがリフォーム保険の申込ができませんので、お急ぎになる場合は、出来るだけ早期にお振込みをお願いします。

(3) まもりすまいリフォームシステムのユーザーID 発行

事業者登録の審査完了後、まもりすまいリフォームシステムのユーザーID をメールでご案内いたします。
事業者登録証のダウンロードや保険契約申込をオンラインで行っていただく際のユーザーID となりますのでご確認ください。

(4) 事業者登録証の発行

事業者登録料の入金を確認後、まもりすまいリフォームシステムより「事業者登録証」をダウンロードしていただくことができます。郵送をご希望の場合は、事業者登録申請の際に、郵送での送付をご希望ください。

4. 事業者情報の公開

(1) リフォーム事業者一覧のホームページへの公開

リフォーム事業者様の情報（商号、住所等の基本情報および保険加入実績）は、消費者のみなさまがリフォーム事業者様を選定する際の情報として活用していただくために、事業者登録の際に同意を得たうえで住宅保証機構のホームページに公開させていただきます。

(2) 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会への情報提供

(1) で公開に同意いただいた事業者情報につきましては、同じく消費者のみなさまがリフォーム事業者様を選定する際の情報として活用していただくため、当社より一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、「協会」といいます。）へ提供しております。これにより協会においても事業者情報を公開する場合がございますので、ご了承ください。

提供例)

商号、郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、ホームページアドレス、建設業許可番号、まもりすまいリフォーム保険契約件数

5. 登録内容の変更

事業者登録後、登録内容に変更が生じた場合には、変更の手続きをお願いいたします。

(1) 変更があった場合に通知が必要な事項

- ・商号、代表者名、郵便番号、住所、電話番号
- ・引き落とし口座に関する事項
- ・建設業法の許可内容
- ・有資格者の情報 ((4) 登録要件 1) の八に掲げる資格 2 ページ参照)

(2) 提出書類

以下の書類を当社にご提出ください。

下表の「預金口座振替依頼書」以外は、メールまたはF a xでご提出ください。

■メールアドレス ohwmadoguchi@mamoris.jp

■FAX 03-5733-5380

(◎ : 必須 ○ : 該当する場合)

| 変更項目 | 提出書類 |
|---|--|
| ◎ 全ての変更事項 (住所、電話番号等) | 事業者登録申請書 (変更) 注1) 「商号」「代表者名」以外の変更の際は、申請担当者印でのお手続きができます。 |
| ○ 引落口座の変更、口座名義の変更等 | 預金口座振替依頼書 注2) |
| ○ 建設業許可について変更する場合 ・許可の有・無の変更 ・種類の変更 (例：知事許可から大臣許可に変更等) ・建設業許可日および許可番号の変更になった場合等 | 建設業許可証 (写) |

注1) ホームページからダウンロードをお願いします (<https://www.mamoris.jp/download/>「帳票ダウンロード」)。

注2) 預金口座振替依頼書は、あらかじめ銀行 (ゆうちょ銀行を含む) の「口座確認 振替受領印」をお取り付けいただく必要があります。

6. リフォーム事業者登録の取り止め等

(1) 事業者登録の取り止めを希望する場合

事業者登録の取りやめをご希望の場合、当社コールセンターへご連絡ください。「事業者届出登録取止申請書」をお送りしますので、取止め理由等を記入の上、当社までメールまたはF a xでご提出ください。

■メールアドレス ohwmadoguchi@mamoris.jp

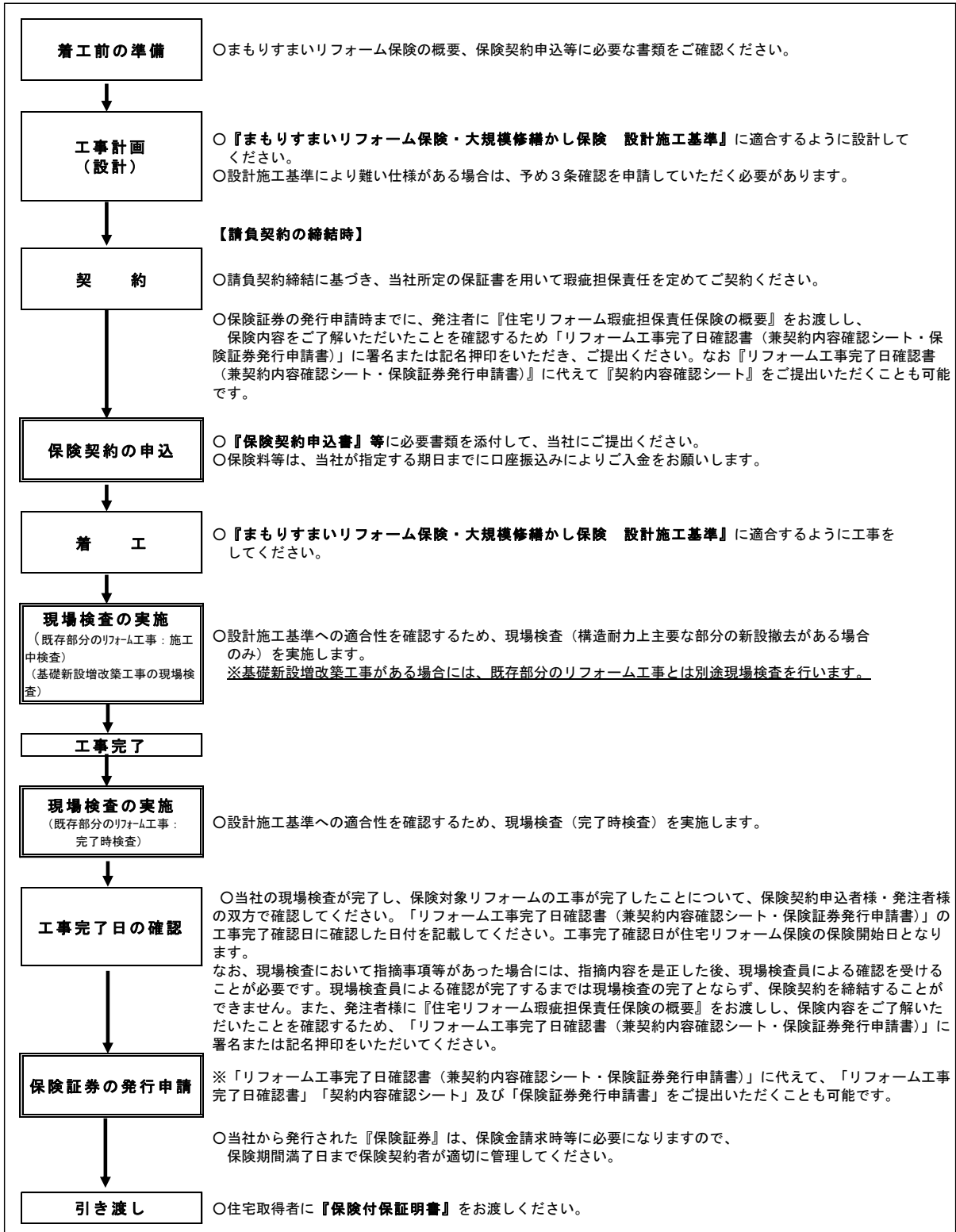
■FAX 03-5733-5380

(2) 事業者登録が抹消となる場合

当社が定める欠格事由P2 2) 参照) に該当した場合は、事業者登録が抹消となります。詳細は重要事項説明書（まもりすまいリフォーム保険・リフォーム事業者用）にてご確認ください。

II 保険契約の申込手続きについて

1. 保険契約の申込手続きの概要（お手続きの流れ）



(1) 保険対象となる住宅の要件

① 築年数、構造、工法は問いません。

ただし、**共同住宅・併用住宅(店舗^{注1}付き戸建住宅等)**の場合は以下のとおりです。

- ・3階建て（地階がある場合は、地上2階地下1階等）以下かつ500m²未満であること。
- ・4階建て（地階がある場合は、地上3階地下1階等）以上または500m²以上の場合は各住戸内部のリフォーム工事のみ対象^{注2}となります。

注1) 居住の用に供する部分がない店舗から住宅にリフォームする場合はお引受けすることができません。

注2) 分譲マンションの場合は専有部分、賃貸マンションの場合は専有部分に相当する部分となります。併用住宅の場合、**店舗等（住戸以外）の内部リフォーム工事部分は対象外**となります。

② 構造耐力上主要な部分に係る工事を実施する場合は、**新耐震基準**に適合している住宅であること。

新耐震基準に適合させる**耐震改修工事は保険対象**となります。

③ リフォーム工事請負契約に基づき、当社所定の保証書で瑕疵担保責任について約定していること。

④ 当社が定める設計施工事基準に適合しているリフォーム工事であること。

⑤ 基礎を新設して増改築工事を行う場合は、「**基礎新設増築特約**」を付帯してお引受けします^{注3}。

注3) 基礎新設増築特約を付帯できるのは、増築工事部分を**居住の用**に供する場合のみです。

(2) 保険契約申込の留意事項

① 設計

「まもりすまいリフォーム保険・大規模修繕かし保険 設計施工基準」^{*}に適合するよう設計をお願い致します。設計施工基準により難しい仕様がある場合、保険申込前に同基準第3条にもとづき確認（以下「3条確認」といいます。）を受けるか、既に3条確認がされている建材等を用いることが必要です。ご不明な点がありましたら、当社コールセンターにご相談ください。

② 請負契約の締結

保険の対象となるリフォーム工事を請け負う際は、リフォーム発注者様との間で請負契約書を締結、または請負契約書に代わる書面を交わし、契約内容を明示いただくようお願い致します。

③ 保証書の発行

保険の対象となるリフォーム工事が完了したら、リフォーム発注者様に対し、当社指定の書式による保証書^{*}を発行していただきます。この保証書に基づく保証を行うことにより、保険金支払い事由となる瑕疵担保責任を履行したこととなります。なお、保証範囲を超えた内容の保証書を発行していただくことも可能ですが、当該リフォーム保険での保険金支払対象とはならないことにご注意ください。

④ リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）

リフォーム工事完了後、リフォーム発注者様に以下の書類をお渡しいただき、ご説明をお願い致します。

・「リフォーム発注者のみなさまへ まもりすまいリフォーム保険の概要」

・「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」

※ 保険契約内容のうちリフォーム発注者様に特に知っていただきたい事項をご説明いただき、チェック欄にチェックを記入してください。また、保険対象リフォームの工事が完了したことについて、保険契約申込者様・発注者様の双方で確認してください。この書面に記載された工事完了確認日（引渡予定日）が住宅リフォーム保険の保険開始日となります。

リフォーム発注者様および保険契約申込者様の署名または記名押印し、当社にご提出ください。

※ホームページからダウンロードをお願いします (<https://www.mamoris.jp/download/>「帳票ダウンロード」)。

(3) 保険契約申込

①お申込み方法

「まもりすまいリフォームシステム」または当社までメール、F a xでお申込みください。

■メールアドレス ohwmadoguchi@mamoris.jp

■FAX 03-5733-5380

②保険契約申込の単位

リフォーム保険の契約申込は、リフォーム工事の請負契約ごとに行います。

③申込プラン

保険契約は以下の4つのプランに区分されます。

| 申込プラン | 工事内容 |
|-------------|---|
| A 基本プラン | 構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事（内外装・設備工事を含む場合も該当） |
| B 内外装・設備プラン | 住宅本体または住宅本体に接続されている設備・内装等の工事（防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む） |
| C 増築のみ | 基礎を新設する増改築工事（別棟） |
| D 増築+基本プラン | 基礎を新設する増改築工事、既存住宅部分の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分について新設、改修、改変およびそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事 ※基礎を新設して既存住宅に接続する場合も含む |

④保険契約申込に必要な書類

③の申込プランにより、提出書類が異なります。

D「増築+基本プラン」の場合、ABおよびCの書類をご提出ください。

(◎：全事業者様 ○：該当する場合)

| 申込プラン | | 提出書類 | 備考 |
|-------|---------------------|-----------------------------|---|
| D | A C B | | |
| | 既存部分の工事 基礎新設増築改築 | | |
| ◎ | ◎ | 1 まもりすまいリフォーム保険 保険契約申込書* | ・書類申込の場合 |
| ◎ | | 2 保険対象リフォーム工事内容申告書 | <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事を行う部位等についてチェックをしていただき、ご提出ください。 ・「既存部分のリフォーム工事」を行う場合（A、B、Dの場合）、ご提出ください。 <p>※保険対象リフォーム工事内容申告書の記入に漏れや誤りがある場合、保険金のお支払いができない場合がありますのでご留意のうえ、ご記入ください。</p> |

※ホームページからダウンロードをお願いします (<https://www.mamoris.jp/download/>「帳票ダウンロード」)。

| 申込プラン | | 提出書類 | 備考 |
|-------|---|--|--|
| D | C | | |
| A | B | | |
| ◎ | ◎ | 3 リフォーム工事に係る工事請負契約書等 (次のいずれか) (写) イ. 工事請負契約書 ロ. 注文書 (発注書) 及び請書 | イまたはロのいずれかがご提出ができない場合、注文書に「工事名称」、「請負金額」が記載され、発注者および請負者の署名または記名押印の全てがある場合は、注文書のみご提出いただくことも可能です。 |
| ○ | ○ | 4 契約内容確認シート | 「リフォーム工事完了日確認書 (兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書)」に代えて、ご提出いただくことも可能です。 |
| ◎ | | 5 リフォーム工事に係る見積書等 (次のいずれか) (写) イ. 見積書 ロ. イ以外の工事費用の内訳がわかる書面 | ・ 工事の項目が明示されている見積書等をご提出ください (「一式工事」等の工事ごとの内訳がわからない見積書等は不可)。 |
| | | 6 設計図書一式 | |
| ◎ | ◎ | イ. 現場所在地に関する資料 | ・ 現場所在地がわかるもの (住宅地図等のコピー可) をご提出ください。 |
| | ◎ | ロ. 配置図 | ・ 「 基礎新設増改築工事 」の場合、増築工事部分を明記したものを提出ください。 |
| ○ | ○ | ハ. 平面図 (またはこれに代わる図面等) | ・ 「構造耐力上主要な部分の工事」及び「 基礎新設増改築工事 」の場合のみご提出ください。 |
| ○ | ○ | ニ. 立面図 (またはこれに代わる図面等) | ・ 「構造耐力上主要な部分の工事」及び「 基礎新設増改築工事 」の場合のみご提出ください。 |
| ◎ | | ホ. リフォーム工事の詳細がわかる書面 | 工事内容に応じて当社から依頼した場合に必要な書類をご提出ください。 |
| | ○ | ヘ. 基礎の状況に関する次のいずれかの資料 i) 基礎伏図および断面図 (縦計図は断面図でも差し支えない。) ii) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料 (平面図または立面図等へ記載したもので差し支えない。) | ・ 木造住宅の「基礎新設増改築工事」 の場合、ご提出ください。 |

| 申込プラン | | 提出書類 | 備考 |
|-------|---|---|--|
| D | C | | |
| A | B | | |
| | ○ | ト. 2階の状況に関する次のいずれかの資料 i) 2階床伏図 ii) 2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料（平面図に火打ち梁の位置を記載してください） | ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください（3階建ての場合は3階床伏図も含む）。 なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適合証明書（主要構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。 |
| | ◎ | チ. 防水措置の状況に関する次のいずれかの資料 i) 断面図 ii) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料（平面図または立面図等に壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況を記載してください） | ・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 |
| ○ | ◎ | リ. 地盤調査に関する次のいずれかの資料 i) 地盤調査報告書（考察含む） ii) 現地調査チェックシート※4 | ・「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 ・「既存部分のリフォーム工事」で、2階を重ねて増築を行う場合や住宅の荷重が著しく重くなるリフォーム工事を行う場合、ご提出ください。 ※4 2階建以下の木造住宅の場合は、地盤調査報告書に代えて現地調査チェックシート（チェックの結果、地盤調査が不要と判断されたもの）に代えることができます。 |
| | ○ | ヌ. 基礎設計のためのチェックシート | ・木造住宅の「基礎新設増改築工事」で、地盤補強の要否等の判断根拠（考察）とした場合、ご提出ください。 |
| | ○ | ル. 構造図 i) 標準仕様書 ii) 特記仕様書 iii) 標準配筋図 iv) 伏図（杭伏図、基礎伏図、各階床伏図、屋根伏図） v) 軸組図 vi) リスト（杭、基礎、基礎梁、柱、梁、壁、スラブなど） vii) 配筋詳細図 | ・木造住宅以外の「基礎新設増改築工事」の場合、ご提出ください。 なお、建築基準法第68条の10にもとづく「型式住宅適合証明書（主要構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は、提出を省略できます。 |
| ○ | ○ | 7 確認済証（写）または確認申請書（写） | ・当該リフォーム工事が 建築確認を受けている場合 にご提出ください。 |

| 申込プラン | | 提出書類 | 備考 |
|-------|---|---|---|
| D | | | |
| A | C | | |
| B | | | |
| ○ | | 8 新耐震基準に適合することを証する書面 (次のいずれか) ・耐震基準適合証明書(写) ・建設住宅性能評価書(既存住宅)(写) ・新耐震基準に適合する改築工事等について、建築確認を受けている場合は、検査済証(写) ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」における耐震診断結果※6 ・構造計算書 ・壁量計算書 | ・「 構造耐力上主要な部分に係る改修を実施かつ建築確認日が1981年5月31日以前の場合 」の場合、ご提出ください。 ※6 一般財団法人 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」における耐震診断結果 [1]一般診断法 [2] 保有耐力診断法(精密診断法) [3] 保有水平耐力計算による方法(精密診断法) [4] 限界耐力計算による方法(精密診断法) [5] 時刻歴応答計算による方法(精密診断法) |
| ○ | ○ | 9 設計施工基準 第3条確認書 | ・設計施工基準により難しい仕様(不適な部分)がある場合、事業者様は、事前に3条確認を行うか、または既に3条確認がされている建材等を用いることが必要です。保険申込窓口または建材メーカー等から発行される3条確認書のコピーをご提出ください。 |
| ○ | ○ | 10 リフォーム団体会員であることを証する書面(写) | ・当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、団体本部が発行する団体会員であることを証する書面をご提出ください。 |
| ○ | ○ | 11 住宅履歴情報の保存が確認できる資料 | ・リフォーム団体等Sの保険対象リフォームであって、住宅履歴情報が保存されている場合 |

⑥「保険契約申込書受理証」等の送付

保険契約の申込後、書類申込の場合、以下の書類を送付いたします。受理証の記載内容に誤りがないかご確認ください。

申込受理後に申込内容の変更が生じた場合は「保険契約申込事項変更届」に正しい内容を記入し、当社までご提出ください。

| 送付書類 | 備考 |
|---|---|
| 保険契約申込受理証※1 | 受理証には保険契約申込書に記載の現場検査希望日を表記しておりますが、現場検査は 保険料等の入金確認後の実施 となりますことをご了承ください。また、工事の進捗により予定していた現場検査日時の変更をご希望される場合には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口にご連絡ください。 |
| ご利用料金のご案内※1 | 受理証記載の金額と一致しているかご確認ください。 |
| リフォーム工事完了日確認書(兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書)※1※2 | リフォーム工事完了確認日(引渡予定日)、契約内容を確認していただくとともに、保険証券発行申請をおこなうための書類となります。 発注者様及び保険契約者様が署名又は記名押印しご提出ください。 |

| | |
|---------------|--|
| 保証書（書類申請のみ）※1 | お申込みいただいた保証内容及び保証範囲を記載した書面となります。発注者様には必ず交付いただきますようお願いいたします。 ※弊社への提出は不要（2023年4月18日保険契約申込分より） |
|---------------|--|

- ※1 オンライン保険契約申込の場合、「まもりすまいリフォームシステム」より出力いただきご利用ください。
- ※2 「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」に代えて、「リフォーム工事完了日確認書」「契約内容確認シート」及び「保険証券発行申請書」をご提出いただくことも可能です。

⑦保険料等の振込み

振込用紙が届いたら請求金額をご確認のうえ、2週間以内に当社指定の口座までお振込みください。
保険料等をご入金いただかないと現場検査を実施することができません。申込みから現場検査予定日までの期間が短い場合はすみやかに振込み手続きをお願いいたします。

2. 現場検査

現場検査とは、保険契約の申込住宅のリフォーム工事の施工中や完了後の状況を、現場検査員が現地で確認するものです。現場検査を実施する際には、申込書に記載された現場検査立会者の立会いをお願いいたします。

なお、**現場検査は設計施工基準への適合を確認するためのもの**であり、建築基準法に定められた中間・完了検査や建築士法に定められた工事監理とは異なります。

(1) 現場検査の回数と時期

①既存部分のリフォーム工事

既存部分のリフォーム工事を行う場合は工事内容により検査回数が異なりますが、**完了時検査**は必ず行います。

構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事を含む場合には**施工中**の検査を実施します。

| 工事内容 | 検査回数 | 検査時期 |
|--------------------------|------|--|
| 構造耐力上主要な部分の新設・撤去の工事がある場合 | 2回 | 1回目 保険対象リフォーム工事の工事中で、当該工事部分に係る構造躯体が露出している時期（施工中検査） |
| | | 2回目 保険対象リフォーム工事完了時（完了時検査） |
| 上記以外※ | 1回 | 保険対象リフォーム工事完了時（完了時検査） |

※構造耐力上主要な部分のリフォーム工事を実施する場合であっても、当該工事が構造耐力上主要な部分の**新設・撤去**を伴わない場合（例：設備機器設置のために構造躯体を貫通する穴を空け、その補強をした場合等）は、リフォーム工事完了時の現場検査のみ（1回）となります。

②基礎新設増改築工事

基礎新設増改築工事を行う場合はまもりすまい保険（新築）の検査回数に準じます。

<木造住宅、3階建て以下の場合>

| 建物階数 (地階を含む) | 検査 回数 | 検査時期 | |
|-----------------|----------|------|-------------------------|
| 3階以下 | 2回 | 1回目 | 基礎配筋工事完了時 |
| | | 2回目 | 屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時 |

(2) 現場検査の日程調整

保険契約申込書に記載の**現場検査希望日の7日前頃まで**に、現場検査員より現場検査日時について確認のご連絡をいたします。

工事の進捗状況により予定した**現場検査日時を変更する場合**には、すみやかに現場検査員または保険申込窓口（現場検査実施機関）に連絡をとり、調整を行ってください。

(3) 現場検査の立会い

現場検査時に施工状況等に関するヒアリングを行いますので、原則として、保険契約申込書に記載の現場検査立会者に立会いをお願いいたします。

■発注者様への現場検査協力をお願い■

まもりすまいリフォーム保険のご利用に際しては、既に居住されている住宅の現場検査を実施することになりますので、リフォーム工事発注者様にもあらかじめ現場検査の趣旨等をご説明いただき、ご理解いただくことが必要です。

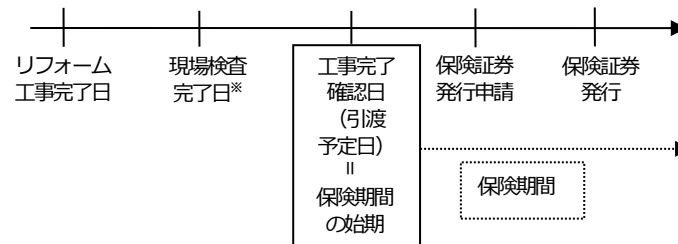
リフォーム工事発注者様が住宅居住者と異なる場合、登録事業者様は保険申込前にまもりすまいリフォーム保険の主旨を住宅居住者にも以下の点をご理解いただくようお願いします。

- ① リフォーム工事の内容により屋内・屋外の現場検査を行います。
現場検査の実施にあたり、周囲の荷物または家具等の移動をお願いすることがあります。
現場検査員は、責任上原則として自ら家具の移動等を行うことができませんのでご協力をお願いします。
- ② 現場検査の際、リフォーム工事の内容により、a)電気をつける b)水を流す等により確認を行う場合があります。あらかじめご了承くださいませようお願いします。

(4) リフォーム工事完了の確認

リフォーム工事が完了後に現場検査が完了したら、保険契約申込者様・発注者様との間でリフォーム工事の完了を確認し以下のいずれかの書類をご提出ください。書類は当社ホームページの「帳票ダウンロード」よりダウンロードできます (<https://www.mamoris.jp/download/>)。また、現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正後、現場検査員による確認を受けるまでは現場検査完了とはなりません。

＜リフォーム工事完了確認の流れ＞



【ご提出いただく書類】

以下のいずれかをご提出ください。

- ① 「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」
- ② 「リフォーム工事完了日確認書」、「契約内容確認シート」、「保険証券発行申請書」

※2 基礎新設増改築工事のみ行う場合は、まもりすまい保険（新築）に係る現場検査の回数および時期と同じで、屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時となります。

(5) 保証書の発行

リフォーム工事が完了したら、リフォーム発注者様に対し、必ず弊社指定の**保証書**をお渡しください。保証書は、お申込みいただいた保証内容及び保証範囲を記載した書面となります。発注者様には必ず交付いただきますようお願いいたします。

書類申請の場合は、保証内容及び保証範囲を記載した保証書をお渡しいたします。

なお、まもりすまいリフォームシステムからオンラインで保険契約申込をされる場合は、まもりすまいリフォームシステムより保証書をダウンロードできます。

※保証範囲を超える内容を記載した保証書を発行されましても、保険契約の保証範囲外の部分につきましては、保険金支払対象となりません。

※保証書の（写）のご提出は不要となります（2023年4月18日保険契約申込分より）。

3. 保険証券発行

リフォーム工事が完了し、保険契約申込者様・発注者様間で工事の完了をご確認いただいたら、以下の「保険証券発行申請に必要な書類」をご提出ください。ご提出がない場合、**保険契約が締結**したことになりませんので、忘れずに申請をお願いいたします。

(1) 保険証券発行申請に必要な書類

(◎：全事業者様 ○：該当する場合)

| 提出書類 | 備考 |
|---|--|
| ◎ 1) リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）（写） | ・当社指定の書面を利用してください。 ・リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）またはリフォーム工事完了日確認書に記載されている「工事完了確認日（引渡予定日）」が保険開始日となります。 |
| ○ 2) 保険証券発行申請書※1 | |
| ○ 3) リフォーム工事完了日確認書（写）※1 | |
| ○ 4) 契約内容確認シート※1 | |
| ○ 6) 保険契約申込事項変更届 | 当初の保険契約内容に変更事項がある場合は提出をお願いします。 |

※1「リフォーム工事完了日確認書（兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書）」に代えて、ご提出いただくことも可能です。

(2) 申請書類の提出先

「まもりすまいリフォームシステム」または当社までメール、F a x でお申込みください。

■メールアドレス ohwmadoguchi@mamoris.jp

■FAX 03-5733-5380

なお、**保険証券は、保険契約締結の証**として発行するものです。保険申込時より契約内容の変更（保険金額、保険の種類の変更等）が生じた場合は、必ず保険証券発行申請までにお申し出ください。

(3) 「保険証券」と「保険付保証明書」の発行

保険証券が発行されることにより、保険期間が確定し、**保険契約締結**となります。

書類申込の場合、当社より下記の書類を送付いたします。

| 発行書類 |
|---|
| 保険証券（保険契約申込者様用） |
| 保険付保証明書（リフォーム発注者様用） |
| ちらし 保険付き住宅についての法律に基づく支援制度のご案内 かし保険付き住宅にお住まいの皆さまへ |

保険契約申込者様は、リフォーム発注者様への引渡しの際、「保険付保証明書」と「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内（リフォーム発注者様用）」をお渡しください。

4. 保険契約の取下げ・解除

保険契約締結までの間に保険申込の取下げを行う場合は、原則として、保険料および現場検査手数料について、それまでに要した費用を控除して返戻します。手続きや料金の詳細については、当社コールセンターにお問合せください。

なお、保険契約締結後の変更および解除については、「住宅リフォーム瑕疵担保責任保険普通保険約款」および「まもりすまいリフォーム保険 契約内容のご案内」によりご確認ください。

III 参考

1. 参考書式、記入例

(1) リフォーム事業者登録申請書

| まもりすまいリフォーム保険 事業者登録申請書 | | 住宅保証機構株式会社 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険 | | | | |
|---|--|--|--------------------------------------|-----------------|----------|---|
| 住宅保証機構株式会社 宛 住宅保証機構株式会社の住宅リフォーム瑕疵担保責任保険に関わる事業者登録を下記のとおり申請します。 重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報取り扱いに関する説明事項につきまして同意し、※の欄に記載された項目及び住宅リフォーム瑕疵担保責任保険における当事業者の保険契約実績について住宅保証機構のホームページに掲載されることに同意します。 尚、住宅保証機構のホームページに掲載されることに同意した項目について、住宅保証機構が一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会（以下、協会）に登録情報を提供し、協会が必要に応じて活用し、これを公開することに同意します。 | | | | | | |
| 申請内容 | 申請日★ | 2025年4月1日 | リフォーム保険事業者登録番号 | 4 | - | |
| | 申請区分★ | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新 | 届出・登録番号 | まもりすまい保険事業者届出番号 | 2201xxxx | - |
| | | 更新、変更の場合は、★欄と変更申請箇所のみご記入ください。 | | 既存住宅保険事業者登録番号 | 5 | - |
| | | | | 既存住宅保険検査機関登録番号 | 6 | - |
| まもりすまい保険等事業者届出・登録 | <input type="checkbox"/> 同時届出・登録あり | | 大規模修繕保険事業者登録番号 | 8 | - | |
| 住宅保証機構の保険制度に届出・登録している場合は、事業者届出（登録）番号をご記入ください。 | | | | | | |
| 登録事業者 | ※住所 氏名または商号★ 役職名 代表者名 | フリガナ 株式会社まもり建設 代表取締役 すまい太郎 〒105-0011 東京都港区芝公園x丁目xx-x 株式会社まもり建設 代表取締役 すまい太郎 TEL 03-6435-xxx1 FAX 03-6435-xxx2 | | | | |
| | 申請担当者★ | フリガナ 所属 工事部 氏名 すまい二郎 | TEL 03-6435-xxx1 FAX 03-6435-xxx2 | | | |
| | 団体利用 | <input type="checkbox"/> 有 団体名 | | | | |
| | メールアドレス | ※現場で事業者登録を申請される場合、登録申請受理後記載されたメールアドレスにオンラインサービスのユーザー登録のご案内を送信させていただきます。オンラインサービスのご利用にあたりましては、当社HP掲載のシステム利用規約をご確認いただき、本規約同意の上ご利用ください sumai-jirou@ @ mamoriskensetsu.co.jp | | | | |
| | ホームページアドレス※ | https:// www.mamorikensetsu.com | | | | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 建設業許可証(写) | 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様又は「大規模修繕かし保険」の登録事業者様は提出不要です。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 預金口座振替依頼書 | 「まもりすまい保険（新築）」の届出事業者様、「既存住宅保険」又は「大規模修繕かし保険」の登録事業者様で、既に口座振替依頼書を提出頂いている場合は、提出不要です。下記の中から振替口座をひとつ指定してください。 <input checked="" type="checkbox"/> まもりすまい保 <input type="checkbox"/> 既存住宅保 <input type="checkbox"/> 大規模修繕かし保険 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 事業概要申告書 | 建設業法による建設業許可がない事業者様はご提出ください。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 支店等届出申請書 | 支店等ごとに保険契約申込などのサービスを希望する場合のみ、ご提出ください。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 団体会員であることを証する書面 | 当社が認定したリフォーム事業者団体に会員登録している事業者様は、ご提出ください。 | | | | |
| 住宅保証機構使用欄 | 保険募集人 | 氏名 | No. | 受付印 | | |
| | 備考 | | | | | |

202504

RE-T20250406

(2) 事業概要申告書 (新規用)

まもりすまいリフォーム保険

事業概要申告書 (新規用)

 住宅保証機構株式会社

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険

※建設業法による建設業許可の有る方は、提出不要です。

住宅保証機構の住宅リフォーム瑕疵担保責任保険に関わる事業概要を下記のとおり申告します。

| | |
|-------------|-----------|
| 氏名または 商号 | 株式会社まもり建設 |
|-------------|-----------|

1. 建設業の許可の無い事業者様は、A・B 両方の条件を満たしている必要があります。

| | |
|---|------------------------------------|
| A | 事業者登録申請時まで継続して3年以上リフォーム工事業を営んでいること |
| B | リフォーム工事の実施件数が直近3年以内に5件以上あること |

| | |
|-------|-----------|
| 設立年月日 | 2021年7月9日 |
|-------|-----------|

| リ フ ォ ー ム 工 事 実 績 | 現場所在地 | 工事内容 | 工事時期 |
|---|----------------------------|----------------------------|----------|
| | 横浜市鶴見区〇〇町X-X-X-X | クロス張替、フローリング新規 | 2023年1月 |
| | 中野区中央X-XX-XX 〇〇コーポ105号室 | ユニットバス交換、畳新規、クロス張替 | 2023年7月 |
| | 板橋区坂下X-XX-X | 戸建一シェアハウス フル内装工事 | 2023年1月 |
| | 新宿区西新宿X-X-XX 〇〇西新宿999号室 | トイレ交換、ユニットバス交換、フロアタイル 貼 | 2024年3月 |
| | 港区芝公園X-X-XX | ボード張替、キッチン交換 | 2024年12月 |

例：外壁・屋根塗装、バス・トイレ入替、クロス張替


2. 上記1の条件を満たしていない事業者様は、リフォーム工事の責任者がC・D 両方の条件を満たしている必要があります。

| | |
|---|---|
| C | 建築士（1級、2級、木造）、建築施工管理技士（1級、2級）、建築大工技能士（1級、2級）いずれかの有資格者 |
| D | 上記1の要件を満たす会社において、3年以上リフォーム工事に従事した経験があること |

| | | |
|-------------|------|--|
| 責 任 者 | 氏名 | すまい太郎 |
| | 現役職 | 代表取締役 |
| | 資格 | <input checked="" type="checkbox"/> 建築士（1級、2級、木造） <input type="checkbox"/> 建築施工管理技士（1級、2級） <input type="checkbox"/> 建築大工技能士（1級、2級） |
| 職 歴 | 前会社名 | |
| | 勤務年数 | 2021年7月 ～ 2024年12月 |
| | 設立 | 2021年7月9日 |
| | 工事実績 | <input checked="" type="checkbox"/> 直近3年間で5件以上の リフォーム工事実績がある |

| |
|-----------|
| 住宅保証機構使用欄 |
| 202504 |

(3) 支店等届出申請書


住宅保証機構株式会社
 【共通書式】

支店等届出申請書

住宅保証機構株式会社 御中

住宅保証機構株式会社の事業者届出（登録）に関する支店等の届出・登録を下記のとおり申請します。
 重要事項説明書を受領し、確認しました。また、個人情報の取り扱いに関する説明事項に同意し、支店等を届け出ます。

| | | | | | |
|---------------------|--|--|---|----------|-------|
| 申請内容 | 申請日 | 2025年4月1日 | まもりすまい保険 事業者届出番号 | - | |
| | 申請区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更 <small>更新・変更の場合は、★の欄と新規登録時からの変更箇所のみご記入ください。</small> | リフォーム保険 事業者登録番号 | 4100XXXX | - 000 |
| | | | 既存住宅保険 <small>(宅建売主型/中古業者保証型)</small> 事業者登録番号 | | - |
| | | | 既存住宅保険 <small>(検査機関保証型)</small> 検査機関登録番号 | | - |
| | | | 大規模修繕かし保険 事業者登録番号 | | - |
| 支店届出（登録）を希望するサービス名称 | <input type="checkbox"/> まもりすまい保険 <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム保険 <input type="checkbox"/> 既存住宅保険(宅建売主型) <input type="checkbox"/> 既存住宅保険(中古業者保証型) <input type="checkbox"/> 既存住宅保険(検査機関保証型) <input type="checkbox"/> 大規模修繕かし保険 | <small>既に事業者届出（または登録）されている場合は、本店の事業者届出（登録）番号をご記入ください。本店と同時に新規登録する場合は不要です。</small> | | | |

| | | | | | |
|-----------|---------|----------------------------|---------------|------------------|--------------------------------------|
| 届出事業者（本社） | 氏名または商号 | フリガナ | | | |
| | 代表者名 | まもり建設株式会社 代表取締役社長 まもり太郎 | | | |
| | 申請担当者 | フリガナ 所属 | フリガナ 建設事業部 | 氏名 XXXXXXXXXX | TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX |

| | | | | | |
|---------|---------------------|----------------------|------------------|--------------------------------------|--|
| 支店・営業所等 | 事業者届出（登録）番号★ ※変更時のみ | 4100XXXX | - | 001 | |
| | 支店名 営業所名★ | まもり建設株式会社 北海道支店 | | | |
| | 役職名 代表者名 | 支店町 森須 一郎 | | | |
| | 住所 | フリガナ 〒 004 - 0000 | TEL011-XXXX-XXXX | | |
| | | 北海道札幌市〇〇X-XX-XX | FAX011-XXXX-XXXX | | |
| 申請担当者 | フリガナ 所属 | フリガナ 北海道支店 | 氏名 XXXXXXXXXX | TEL011-XXXX-XXXX FAX011-XXXX-XXXX | |

| | | |
|------|---------|--|
| 取換内容 | 振替口座確認欄 | 下記の振替口座を指定します。 <input checked="" type="checkbox"/> 別添の預金口座振替依頼書に記載の口座 <input type="checkbox"/> まもりすまい保険の届出口座（預金口座振替依頼書の添付不要） <input type="checkbox"/> リフォーム保険の届出口座（預金口座振替依頼書の添付不要） <input type="checkbox"/> 既存住宅保険の登録口座（預金口座振替依頼書の添付不要） <input type="checkbox"/> 大規模修繕保険の登録口座（預金口座振替依頼書の添付不要） |
| | | --- |

※本申請書は、届出を行う支店・営業所ごとに作成し、当社に提出してください。
 申請にあたっては、支店等ごとに保険契約申込が行えることを前提とするため、必ず重要事項説明書を受領し、確認してください。

| | | | | |
|------|-------|----|-----|-----------|
| 受付内容 | 保険募集人 | 氏名 | No. | 住宅保証機構使用欄 |
| | 備考 | | | |

報告番号：00-A-01-002
202504

(4) 保険契約申込書

【面積の記入について】

既存部分の床面積：2階部分を増床する等の増築を行う場合は、増築した部分の面積を含めた面積を記入してください。基礎を新設して増築した部分を除く

増築部分の床面積：基礎を新設して増築おこなう場合、増築部分の面積を記入してください。

| まもりすまいリフォーム保険 保険契約申込書 | | 住宅保証機構株式会社 住宅リフォーム保証担保責任保険 | | |
|---|--|---|---|------------------------------------|
| 住宅リフォーム保証担保責任保険を以下により申込みます。保険契約締結までに「保険契約申込事項変更書」、「保険証券発行申請書」により、申込内容の変更等を行った場合は、その内容に基づき保険契約を締結します。なお、本申込にあたり重要事項説明書を受領し、確認しました。また個人情報取り扱いに関する説明事項に同意しました。 | | 申込受付番号 ※当社使用済 | 61009999 | |
| 申込日 必ずご記入ください。 | | 2025年4月1日 | 現場検査実施機関 | |
| 保険契約申込者 (被保険者) | 氏名または商号 代表者名 | 株式会社まもり建設 代表取締役 すまい太郎 | | |
| | 事業者登録番号 | 4100xxxx | 000 | |
| 建物概要 | 現場所在地 (住居表示) 住棟名称 | 〒105-0011 東京都港区芝公園〇〇 | | |
| | リフォーム発注者 氏名または商号 代表者名 | フリガナ 初 伊勢 保険 一郎 | 住宅種類 <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 共同 店舗併用住宅は共同 分譲共同住宅等の場合 即座番号() | |
| | 発注者の官公庁建築取引番号による免許 (口有) | <input type="checkbox"/> | | |
| | 既存部分の延床面積※1 | 105.00 m ² | 増築部分の延床面積 ※2 | 45.00 m ² |
| | 既存部分の階数 | 地上 2階(地下 0階) | 増築部分の階数 | 地上 2階(地下 0階) |
| 構造 | <input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> 木造プレハブ <input type="checkbox"/> 鉄骨プレハブ <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> SRC <input type="checkbox"/> その他() 既存部分と増築部分が異なる場合は増築部分を記入 | | | |
| 新築時の建築確認申請時期 | <input type="checkbox"/> 1981年6月1日以降 <input checked="" type="checkbox"/> 1981年5月31日以前 | | 設計施工基準第3条確認 <input type="checkbox"/> 有 | |
| 申込概要 | 既存部分のリフォームのみ | | 基礎新設増築工事を含む | |
| | <input type="checkbox"/> A 基本プラン <input type="checkbox"/> B 内外装・設備プラン | | <input type="checkbox"/> C 増築のみ <input checked="" type="checkbox"/> D 増築+基本プラン | |
| | A・B・Dの方は「リフォーム工事内容等確認シート」にご記入の上、ご提出ください。 | | | |
| | 既存部分の保険金支払限度額 | 600万円 ※1.000万円 | 既存部分の請負金額(税込) | 5,430,000円 ※基礎新設増築工事の金額は除いてください |
| ① 施工中検査希望日 | 2025年5月20日 「構造耐力上主要な部分」の工事が行われる場合 | ② 完了時検査希望日 | 2023年8月10日 | |
| ③ 基礎配筋工事完了時検査希望日 | 2025年4月10日 基礎新設増築の場合 | ④ 屋根工事完了時(木造)検査希望日 | 2025年6月1日 基礎新設増築の場合 | |
| 団体利用 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 団体名() <input type="checkbox"/> 10年延長プラン 団体会員登録等(有)を添付し、団体の基準に合い施工していただきます | | | |
| 申込担当等 | 現場検査立会者 | <input type="checkbox"/> 申込者と同じ すまい一郎 <input type="checkbox"/> 申込者と同じ 住所〒105-0011 東京都港区芝公園 | TEL 携帯可 090-xxxx-xxxx | FAX 03-xxxx-xxxx |
| | 申込担当者 | 所属 工務部 氏名 すまい二郎 メール *****@*****.***** | TEL 03-xxxx-xxxx | FAX 03-xxxx-xxxx |
| | | | 携帯 090-xxxx-xxxx | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> リフォーム工事内容等確認シート(A・B・Dプランの方) <input type="checkbox"/> 契約内容確認シート <input type="checkbox"/> 設計図書一式(付近見取図、平面図、立面図、リフォーム工事詳細がわかる書面(見積書内訳書等)) <input type="checkbox"/> 請負契約書等 <input type="checkbox"/> 見積書等 <input type="checkbox"/> 工程表または工事予定表 <input type="checkbox"/> 新耐震基準に適合することを証する書面(構造耐力上主要な部分に係る改修を実施かつ1981年5月31日以前に建築確認を受けた住宅の場合のみ) <input type="checkbox"/> その他機械が指定する書類(例:設計施工基準第3条確認・確認済証または確認申請書の写し(1~3面)等) | | | |
| | <input type="checkbox"/> 「基礎新設増築工事」を行う場合 <input type="checkbox"/> 地盤調査報告書等 | | | |
| 保険集金人 | 氏名 | NQ | 受付印 | |
| | | | 202504 | |

(5) 保険対象リフォーム工事内容申告書

保険対象リフォーム工事内容申告書

| 住宅保証機構株式会社 宛 | | | | | | | | | |
|--|-----|-----------|--|---|--|----------|-----------|----------|----------|
| 以下の①～⑤について確認し、保険対象リフォーム工事内容を記載して、申告します。 | | | | | | | | | |
| 事業者名 | | | | | 担当者名 | | 記入日 | | |
| | | | | | | | 年 月 日 | | |
| 以下の①～⑤をご一読いただき、④と⑤の欄を記入ください。あわせて⑥～⑩（次ページ下部）をご一読ください。 | | | | | | | | | |
| ① ④の欄の「保険対象リフォーム工事」に記入（チェック）された工事であっても工事変更等によって実施されなかった工事、及び請負契約にない工事（見積書に記載のない工事）については、にない工事については、保険金のお支払いができません。 | | | | | | | | | |
| ② ④の欄の「その他」に記入された工事内容が保険の対象とならない工事（外構工事など）の場合は、保険金のお支払いができません。 | | | | | | | | | |
| ③ 本申告書の記入に漏れや誤りがある場合、保険金のお支払いができない場合がありますのでご留意のうえ、ご記入ください。 | | | | | | | | | |
| ④ 実施する「保険対象リフォーム工事」の□にチェックを記入。 □にチェックのない工事は保険対象工事となりません。 また、該当する工事項目がない場合は「その他」の欄に工事内容を具体的に記入してください。 | | | | | ⑤ ④の保険対象リフォームでチェックした「工事範囲」について、いずれかの□にチェックを入れてください。 | | | | |
| 部位 | NO. | ② 工事種別 | ④ 保険対象リフォーム工事 | ⑤ 工事範囲 | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| | | | | | 回数 提出 | 棟数 回数 | 保険 プラン | 保険 期間 | 期間 延長 |
| 屋根 | 1 | 構造 防水 | <input type="checkbox"/> 陸屋根の防水層の張替え（防水下地の改修含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | ⑥ | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 2 | 防水 | <input type="checkbox"/> 陸屋根の防水層の張替え（防水下地の改修含まない） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 3 | 外装 | <input type="checkbox"/> 陸屋根の防水層の表面塗装（トップコートのみ） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 4 | 構造 防水 | <input type="checkbox"/> 葺き材の交換（野地板+防水紙の交換含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | ⑥ | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 5 | 防水 | <input type="checkbox"/> 葺き材の交換（防水紙の交換含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 6 | 防水 | <input type="checkbox"/> 葺き材の交換（防水紙の交換を含まない） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 7 | 防水 | <input type="checkbox"/> 葺き材の新設（カバー工法） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 8 | 外装 | <input type="checkbox"/> 屋根葺き材の表面塗装 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 9 | 外装 | <input type="checkbox"/> 軒天、破風、鼻隠し、雨樋等の屋根廻りの表面塗装 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 10 | 外装 | <input type="checkbox"/> 雨樋の撤去・新設 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 11 | 防水 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電パネル・太陽熱温水器の撤去・新設 （防水層を貫通） | | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 12 | 設備 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電パネル・太陽熱温水器の撤去・新設 （防水層貫通なし） | | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 13 | 防水 | <input type="checkbox"/> 天窓・煙突等の新設工事 | | | 1 | 基本 | 5 | |
| 外壁 | 14 | 防水 | <input type="checkbox"/> サイディング・ガルバリウム鋼板等の張替え （防水紙等の交換含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 15 | 防水 | <input type="checkbox"/> サイディング・ガルバリウム鋼板等の張替え （防水紙等の交換を含まない） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 16 | 防水 | <input type="checkbox"/> サイディング・ガルバリウム鋼板等の新設（カバー工法） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 17 | 防水 | <input type="checkbox"/> ALC・モルタル外壁の防水 [※] 塗装 ※JISA6909等に規定する雨水の浸透を防止する仕上げ材に限る | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 18 | 外装 | <input type="checkbox"/> サイディング・モルタル外壁の表面塗装 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 19 | 防水 | <input type="checkbox"/> モルタル外壁の撤去・新設（防水紙改修を含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 20 | 外装 | <input type="checkbox"/> 雨戸・化粧裏板、縦樋等の外壁廻りの表面塗装 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 21 | 防水 | <input type="checkbox"/> 外部シーリングの打替え | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 22 | 防水 | <input type="checkbox"/> サッシ・外部ドアの交換 （内窓のみの場合は、45.断熱・防露工事を選択ください） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 23 | 防水 | <input type="checkbox"/> 既存部と増築部のエキスパンションジョイント新設 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| バルコニー | 24 | 構造 防水 | <input type="checkbox"/> 防水層の再施工（防水下地の撤去・新設含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 25 | 防水 | <input type="checkbox"/> 防水層の再施工（防水下地の改修を含まない） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 26 | 外装 | <input type="checkbox"/> 防水層表面の塗装（トップコートのみ） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 内外装 設置 | 1 | |
| | 27 | 防水 | <input type="checkbox"/> 排水ドレンの撤去・新設（ドレン周囲の防水層塗替え含む） | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 28 | 防水 | <input type="checkbox"/> 柱木・手すり等の撤去・新設 | <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 | | 1 | 基本 | 5 | |
| | 29 | 防水 | <input type="checkbox"/> 既製バルコニーの撤去・新設（取付部の防水） | | | 1 | 基本 | 5 | |

| | | | | | | | | | |
|--|-------|--|--|--|----|----|-----------|-----------|---|
| 基礎・構造 | 30 | 構造 | <input type="checkbox"/> 基礎の新設（補修・補強工事のみを除く） | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 31 | 構造 | <input type="checkbox"/> 基礎の補修（ラック補修等）・補強（繊維・樹脂等） | | | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 32 | 構造 | <input type="checkbox"/> 既存部と増築部の基礎の接続 | | | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 33 | 構造 | <input type="checkbox"/> 土台の撤去・新設 | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 34 | 構造 | <input type="checkbox"/> 床組の撤去・新設 | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 35 | 構造 | <input type="checkbox"/> 梁の撤去・新設 | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 36 | 構造 | <input type="checkbox"/> 柱の撤去・新設 | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 37 | 構造 | <input type="checkbox"/> 耐力壁の撤去・新設（耐震改修工事含む） | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 38 | 構造 | <input type="checkbox"/> 柱頭・柱脚・筋かい等の撤去・新設 | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 39 | 構造 | <input type="checkbox"/> 柱頭・柱脚・筋かい等の金物のみの撤去・新設 | | 回数 | 1 | 基本 | 5 | ◎ |
| | 40 | 構造 | <input type="checkbox"/> 小屋組みの撤去・新設 | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ |
| 41 | 構造 | <input type="checkbox"/> 太陽光発電パネル・太陽熱温水器の設置に伴う構造耐力上主要な部分に関する工事（構造補強工事含む） | | 回数 | 2 | 基本 | 5 | ◎ | |
| 内外装等 | 42 | 外装 | <input type="checkbox"/> 玄関土間・犬走り・テラス等のコンクリート工事（撤去を含む） | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| | 43 | 外装 | <input type="checkbox"/> UG等を支える簡易な基礎（非構造躯体）の撤去・新設 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| | 44 | 内装 | <input type="checkbox"/> 床・壁・天井等の内装工事（構造躯体以外の木部の補強を含む） | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| | 45 | 内装 | <input type="checkbox"/> 木工事・造作工事・内部建具工事・家具工事 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| | 46 | 内装 | <input type="checkbox"/> 間仕切壁（非耐力壁）の撤去・新設 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| | 47 | 内装 | <input type="checkbox"/> 断熱・防露工事（内窓設置工事含む） | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| | 設備機器等 | 48 | 防水 | <input type="checkbox"/> エコキュート、給湯器、水廻り住器、エアコン、換気扇等の撤去・新設工事等に係る配管、配線等の貫通部（屋根又は外壁）の防水措置 | | | 1 | 内外装 設備 | 5 |
| 49 | | 設備 防水 | <input type="checkbox"/> 浴室等の撤去・新設（周囲の室内防水工事含む） | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| 50 | | 設備 | <input type="checkbox"/> 住宅設備機器等の撤去・新設 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| 51 | | 設備 | <input type="checkbox"/> 電気設備工事 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| 52 | | 設備 | <input type="checkbox"/> ガス設備工事 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| 53 | | 設備 | <input type="checkbox"/> 給水、給湯設備工事 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| 54 | | 設備 | <input type="checkbox"/> 汚水・雑排水設備工事 | | | 1 | 内外装 設備 | 1 | |
| ⑩その他 | | 55 | | <input type="checkbox"/> | | | | | |
| | 56 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 57 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 58 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 59 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| ⑥ 図面提出 | | ⑥の欄に「図面」に記載がある場合（種別：構造）は、設計図書の提出が必要です。 | | | | | | | |
| ⑦ 検査回数 | | ⑦の欄に「2」と記載が一つでもある場合は、検査回数は2回となります。「1」のみの場合、検査回数は、1回となります。 | | | | | | | |
| ⑧ 保険プラン | | ⑧の欄に「基本」と記載が一つでもある場合は、保険プランは基本プランとなります。「内外装設備」のみの場合は、内外装設備プランとなります。 | | | | | | | |
| ⑨ 保険期間 | | ⑨の欄に保険対象工事ごとの保険期間を記載しています（保険期間延長特約を付帯した場合を除く）。 | | | | | | | |
| ⑩ 期間延長 | | ⑩の欄に「◎」と記載がある保険対象リフォームは、リフォーム団体等S及びAの会員事業者様に限り、保険期間延長特約の付帯をご希望いただきますと、保険期間が5年から10年に延長されます。 | | | | | | | |
| ⑪ その他の欄に保険対象工事を記入される場合には、「リフォーム保険の手引き その他欄の記入について」をご覧ください。 | | | | | | | | | |
| ⑫ 工事種別の欄については、「構造」は構造耐力上主要な部分に関する工事を、「防水」は雨水の浸入を防止する部分に関する工事を、「基本構造以外」は、そのいずれにも該当しない工事となります。④の欄の保険対象リフォームにチェックを入れる際に参考としてください。 | | | | | | | | | |

その他欄の記入について



予め記載されている保険対象工事に明らかに該当しないリフォーム工事を行う場合は、その他の欄に次の記入方法を参照のうえ、記入してください。

【記入方法】

| | | | ④ | ⑤ | | | | | |
|-------------|-----|----------|--|---|----------|----------|-----------|----------|----------|
| | | | 実施する「保険対象リフォーム工事」の口にチェックを記入。 口にチェックのない工事は保険対象工事となりません。 また、該当する工事項目がない場合は 「その他」の欄に工事内容を具体的に記入してください。 | ④の保険対象リフォームでチェックした 「工事範囲」について、いずれかの口にチェック を入れてください。 | | | | | |
| 部 位 | NO. | 工事 種別 | ④ 保険対象リフォーム工事 | ⑤ 工事範囲 | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ |
| | | | | | 図面 提出 | 検査 回数 | 保険 プラン | 保険 期間 | 期間 延長 |
| 他 の 水 | 55 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 56 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 57 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 58 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |
| | 59 | | <input type="checkbox"/> | | | | | | |

- ・④の「保険対象リフォーム」欄にリフォーム工事内容を記載してください。
- ・⑤「工事箇所・範囲」の欄については、工事範囲等に応じて「全て」または「一部」と記載してください。

(6) リフォーム工事完了日確認書 (兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書)

| 住宅リフォーム瑕疵担保責任保険 まもりすまいリフォーム保険 リフォーム工事完了日確認書 (兼契約内容確認シート・保険証券発行申請書) | | 住宅保証機構 | |
|---|--|--|--|
| <p>本書は、以下のとおりリフォーム工事完了日、契約内容を確認していただくとともに、住宅保証機構(株)に保険証券発行申請をおこなうための書類となります。発注者様及び保険契約者様が署名又は記名押印しご提出ください。</p> | | | |
| 1. リフォーム工事完了日確認欄 | | | |
| <p>住宅保証機構(株)の現場検査が完了し、保険対象リフォームの工事が完了したことについて、保険契約申込者様・発注者様の双方で確認してください。この書面に記載された工事完了確認日(引渡予定日)が住宅リフォーム保険の保険開始日となります。 現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正した後、現場検査員による確認を受けることが必要です。現場検査員による確認を受けるまでは現場検査の完了とならず、保険契約を締結することができません。</p> | | | |
| 工事完了確認日(引渡予定日) | 20 | 22 | 年 10 月 1 日 |
| 2. 契約内容確認欄 | | | |
| <p>リフォームを請負う事業者 (以下、保険契約申込者様) が加入している住宅保証機構の「まもりすまいリフォーム保険」のうち、重要な項目について、リフォーム発注者様にご確認いただくものです。</p> | | | |
| リフォーム発注者様ご確認欄 | ご契約確認内容 | | |
| | 1 | 保険を契約するためには現場検査を実施する必要があることをご確認いただけましたか また、工事内容によっては現場検査の際に室内に立ち入る場合があることをご確認いただけましたか | |
| | 2 | 保険金をお支払する場合と、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただけましたか | |
| | 3 | 保険期間中に瑕疵を発見した場合で、リフォーム登録事業者が倒産の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、リフォーム発注者様は、補修等に必要費用を住宅保証機構に請求できることをご確認いただけましたか | |
| | 4 | 支払限度額、免責金額についてご確認いただけましたか | |
| | 5 | リフォーム発注者様と登録事業者の間に、請負契約に関する紛争が生じた場合、指定紛争処理機関による紛争処理制度を利用できることをご確認いただきましたか | |
| 6 | 本契約に付帯される特約の有無を確認いただきましたか 付帯される場合は、その概要についてご確認いただきましたか (付帯されることがある特約) ◇小規模共同住宅に関する特約条項 ◇故意・重大失損害担保特約条項 ◇基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項 | | |
| 上記 1～5の「ご契約確認内容」をご確認いただきましたか。 ご確認のうえ、チェックをお願いします。 | | | はい <input type="checkbox"/> |
| 3. ご署名欄 | | | |
| まもりすまいリフォーム保険のご契約確認内容及びリフォーム工事の工事完了確認日(引渡予定日)、保険開始日について確認しました。 | | | |
| 【リフォーム発注者様】 | | | |
| ご記入日 20 22 年 10 月 1 日 | | | |
| 発注者様氏名 (ご署名または記名押印) | 保険 一郎  | | |
| 【保険契約者様】 | | | |
| ご記入日 20 年 月 日 | | | |
| 事業者登録番号 (8桁 - 3桁) | 40009999 - 000 | 申込受付番号 | 60009999 |
| 氏名または商号 代表者名 | 株式会社 まもり建設 | ご担当者氏名 (ご署名または記名押印) | すまい 二郎  |
| 証券送付先 | 郵便番号 105 - 0011 | | |
| | 東京都港区芝公園●● | | |
| | 所属 工事部 | 氏名 | すまい 二郎 |
| 住宅保証機構専用欄 | 保険専集人氏名 | NO | 受付印 |

(7) 契約内容確認シート

まもりすまいリフォーム保険 契約内容確認シート

この「契約内容確認シート」は、保険対象リフォームを発注される方（以下、「リフォーム発注者様」）に対して、保険対象リフォームを請負う事業者（以下、「リフォーム登録事業者」）が加入している住宅保証機構の「まもりすまいリフォーム保険」のうち、重要な項目についてご確認いただくためのものです。下記1~6についてご確認いただき、署名または記名押印の上ご提出いただきますようお願いいたします。
なお、ご不明な点ございましたら、住宅保証機構までお問い合わせください。

| ご契約確認内容 | |
|---|---|
| 1 | 保険を契約するためには現場検査を実施する必要があることをご確認いただけましたか また、工事内容によっては現場検査の際に室内に立ち入る場合があることをご確認いただけましたか |
| 2 | 保険金をお支払いする場合と、保険金をお支払いできない主な場合をご確認いただきましたか |
| 3 | 保険期間中に瑕疵を発見した場合で、リフォーム登録時事業者が倒産の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、リフォーム発注者様は、補修等に必要費用を住宅保証機構に請求できることをご確認いただきましたか |
| 4 | 支払限度額、免責金額についてご確認いただきましたか |
| 5 | リフォーム発注者様とリフォーム登録事業者との間に、請負契約に関する紛争が生じた場合、指定住宅紛争処理機関による紛争処理支援制度を利用できることをご確認いただきましたか |
| 6 | 本保険契約に付帯される特約の有無を確認いただきましたか 付帯される場合は、その概要についてご確認いただきましたか 〈付帯されることがある特約〉 ◇小規模共同住宅に関する特約条項 ◇故意・重過失損害担保特約条項 ◇基礎の新設を伴う増築工事に関する特約条項 |
| <p>ご確認のうえチェックをお願いします ★上記1~6の「契約確認内容」をご確認いただきましたか</p> <p style="text-align: right;">はい <input type="checkbox"/></p> | |

リフォーム発注者様確認欄

(署名または記名押印をお願いします)

上記内容について確認しました。 年 月 日

共同住宅等の場合は部屋番号 ご署名または記名押印
_____ 号室 リフォーム発注者様名



リフォーム登録事業者確認欄

(署名または記名押印をお願いします)

この契約内容確認シートに基づきリフォーム発注者様に確認いただきました。

事業者登録番号 _____ - _____

申込受付番号 _____

リフォーム登録事業者名 _____ 担当者名 _____



2020042504

まもりすまいリフォーム保険

リフォーム工事完了日確認書

住宅保証機構株式会社
住宅リフォーム瑕疵担保責任保険

住宅リフォーム瑕疵担保責任保険に申し込んだ保険対象リフォームについて、以下のとおり工事が完了したことを確認しました。

| | | | | |
|-----------|--------------|---------------|-------------|---------|
| 保険対象リフォーム | 工事完了確認日 | 20 年 月 日 | 申込受付番号 | |
| | 住所所在地 | 〒 | | |
| | 工事名・概要 | 邸 月 日契約 | 工事 | |
| 保険申込者 | 発注者氏名 | 署名または記名してください | | |
| | 住所氏名または商号 | 〒 | | |
| | リフォーム事業者登録番号 | | 工事完了確認担当者氏名 | 署名または記名 |

留意事項

- 現場検査員により現場検査が完了し、保険対象リフォームの工事が完了したことについて、保険申込者様・発注者様の双方で確認してください。この書面に記載された工事完了確認日が住宅リフォーム保険の保険開始日となります。
- 現場検査において指摘事項等があった場合には、指摘内容を是正した後、現場検査員による確認を受けることが必要です。現場検査員による確認を受けるまでは現場検査の完了とならず、保険契約を締結することができません。
- 保険申込者であるリフォーム登録事業者様は、この書面に必要事項を記入し、住宅保証機構に写しを提出してください。

202504

保険証券発行申請書

住宅保証機構株式会社 御中

「保険契約申込書」により、保険契約の申込みを行った以下の住宅のリフォーム工事が完了しましたので、「保険証券」の発行を申請します。

| | | | | | | | |
|--------|--|---|----|-----|---|---|---|
| 申込受付番号 | | 証券発行申請日 | | 20 | 年 | 月 | 日 |
| 保険契約者 | 氏名または商号 代表者名 | フリガナ | | | | | |
| | 事業者登録番号 | | - | | | | |
| 申請住宅 | 現場所在地 (住居表示) | 住棟名称(共同住宅等) | | | | | |
| | リフォーム発注者 | フリガナ | | | | | |
| | 申請担当者 (証券送付先) | 住所 | 〒 | TEL | | | |
| | | 所属 | 氏名 | FAX | | | |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> リフォーム工完了日確認書(写) | リフォーム工完了を確認し、工完了確認日(引渡予定日)及び保険申込者・発注者双方の記名・押印をした上で提出してください。 | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 保険契約内容確認シート | 保険申込時に提出していない場合は添付してください。 | | | | | |



【書類送付先】
住宅保証機構株式会社 事務センター
■メールアドレス ohwmadoguchi@mamoris.jp
■FAX 03-5733-5380

| | | |
|------|---|--|
| 留意事項 | 1 | 工完了確認日(引渡予定日)が決まりましたら、本申請書により手続きをして下さい。 |
| | 2 | 「保険契約申込書」の内容と変更がある場合は、「保険契約申込事項変更届」を添付して下さい。変更内容によっては、保険料の差額をお支払い頂くか、または、お返しの事があります。 |
| | 3 | 申請が受理されますと、工完了確認日(引渡予定日)が保険契約締結日となり、「保険証券」「保険付証明書」「保険約款」等が交付されます。 |
| | 4 | 保険証券の発行は、現場検査に合格し、かつ、リフォーム工完了を確認の上で行ないます。また、保険料未収の場合は、保険証券を発行できませんので、ご注意ください。 |

| | | | | | | |
|-----------|-------|----|--|-----|--|--------|
| 住宅保証機構確認欄 | 保険募集人 | 氏名 | | No. | | 受付印 |
| | | | | | | 202504 |

2. よくあるご質問

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| 1 新耐震基準に適合することを証する書面について、構造計算書、壁量計算書等は事業者の建築士が作成したもので問題ないか。 | 問題ありません。 |
| 2 1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けた物件（いわゆる旧耐震）のリフォーム工事について、一部でも構造耐力上主要な部分を改修する場合には新耐震基準に適合することを証する書面が必要になるのか。 | 構造耐力上主要な部分の改修が含まれる場合は新耐震基準に適合することを証する書面が必要になります。 旧耐震の住宅であっても雨水の浸入を防止する部分のみの工事の場合は新耐震基準に適合させる必要ありません。 |
| 3 1981年（昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けた物件（いわゆる旧耐震）の住宅を「減築」する場合、新耐震基準に適合することを証する書面が必要になるのか。 | 旧耐震住宅の「減築」（「構造リフォーム」に該当）をする場合は、建物として新耐震基準に適合する（耐震改修等）必要があります。このため、新耐震基準に適合することを証する書面の提出が必要となります。 新耐震基準適合の住宅の減築の場合は「新耐震基準に適合することを証する書面」の提出は不要ですが、リフォーム保険では工事を行った部分が保険対象となりますので、構造部分の撤去・新設を行う部分について工事内容がわかる書面（部分的な構造図等）の提出が必要です。 |
| 4 渡り廊下で既存住宅に繋げる増築工事を行います。渡り廊下部分は増築部分の延床面積に算入されるか。 | 基礎から新設する渡り廊下であれば、延床面積に算入が必要です。外廊下のような形状の場合は、リフォーム保険の対象とならないため算入は不要です。 |
| 5 「給湯器の交換」は、「防水リフォーム」に該当するか。 | 屋外設置の一般的なガス給湯器の場合を例にすると、給湯器本体の撤去・新設に伴い、電気配線、ガス配管、給水管・給湯管の撤去・新設工事が発生します。新たに外壁を貫通する配管・配線が生じる場合はこの部分が防水工事の対象となります。貫通部廻りのシーリング処理が伴う工事は、「防水リフォーム」として取り扱いします。 |
| 6 1981年（昭和56年）5月31日以前（旧耐震）に建築した住宅の屋根瓦をスレート屋根に葺き替える工事を予定しています。リフォーム保険に加入できるか。 | 屋根の葺き替えは、「防水リフォーム」に当たりますので、リフォーム保険（基本プラン）の加入が可能です。他の部分の工事を含め、「構造リフォーム」が伴う場合は、住宅全体を新耐震基準に適合させる必要が生じます。 また、屋根ルーフィングの下地となる「野地板」の新設や交換は、原則として「構造リフォーム」として取り扱いします。 ただし、他の「構造リフォーム」を行わず、屋根葺き替え工事のみを行う場合においては、葺き替え工事に伴う屋根下地の新設・交換工事を含めて「防水リフォーム」として取り扱い、新耐震基準に適合させなくても、リフォーム保険のお引受けが可能です。 |
| 7 築年数不明の古民家住宅（伝統構法）でもリフォーム保険に加入できるか。 | 古民家でも保険の加入は可能ですが、リフォーム工事の内容によって条件が異なります。 「構造リフォーム」を含まない茅葺き屋根の改修等は、「防水リフォーム」として受付可能です。ただし、材料の経年劣化や採用した工法に伴い通常生じる雨水の浸入に対しては保険金が支払われない場合があります。 「構造リフォーム」を伴う場合は、新耐震基準に適合することを証する書面が必要となります。 しかし、古民家の耐震改修は、木造住宅と違い、梁に丸太を使っている場合が多く、耐力壁（面材、筋かい）を設けることが難しく、一般的な壁量計算や耐震診断（一般診断法）ができません。 したがって、構造用パネルや制振装置の設置等により補強します。 その結果、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（財団法人日本建築防災協会 2012年改訂）に基づく耐震診断法のひとつである「詳細診断法（時刻歴応答解析）」等により上部構造評点が1.0以上であることが確認できる報告書の提出をもって、新耐震基準同等として取り扱いします。 |
| 8 基礎を新設して既存住宅に接続する増改築工事を予定している。検査回数と検査時期について。 | <p>接続増改築の場合、検査回数は4回となります。（増改築部分に加えて、既存部分の工事を保険対象とする場合） 増改築部分で2回：基礎配筋完了時・屋根工事完了時 既存部分で2回：施工中検査（構造体が露出する時）・完了時検査（工事が完了した時） なお、EXP-Jを用いて、基礎・上部躯体が構造的に連続していない場合において、「構造リフォーム」がない場合は、既存部分で1回（工事が完了した時）となります。</p>  |

【用語の定義】

本 Q&A 内にある用語について、以下に解説します。

「新耐震基準に適合する住宅」・・・1981 年（昭和 56 年）6 月 1 日以降に建築確認申請を行った住宅

「構造リフォーム」・・・構造耐力上主要な部分について新設、改修及びそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事（基本プラン 保険期間 5 年）

「防水リフォーム」・・・雨水の浸入を防止する部分について新設、改修及びそれらを伴う撤去等を含むリフォーム工事（基本プラン 保険期間 5 年）

「内外装・設備」・・・住宅本体または住宅本体に接続されている設備・内装等の工事（防水性能を伴わない外壁の塗装等の外装工事を含む）（内外装・設備プラン 保険期間 1 年）

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

住宅保証機構株式会社 (<https://www.mamoris.jp/>)

住所：〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル

電話：03-6435-8870